

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当所が立地する市街地地域において、0.5mの浸水が予想されているほか、市街地の範囲で1mの浸水が予想されている。また、河川近傍において、最大で5mの浸水被害が予想されている。

想定最大規模降雨による浸水想定では、市内の大部分が0.5～3mの浸水想定区域に入り、河川近傍では5～10mの浸水想定区域の場所がある。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、山裾近くで650箇所近く土砂災害警戒区域に指定されている。(旧市内地域)(急傾斜地484箇所、土石流175箇所)

(高潮：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、市内南部の網干区、大津区、飾磨区、白浜町、的形町などが浸水想定区域となっている。(T.P.+3.1m想定)

(地震：姫路市地域防災計画)

今後本市に大きな影響を与える可能性が高い地震としては、次のような地震があげられる。

<想定される地震の概要>

(平成21年度・22年度兵庫県地震被害想定調査報告書)

活断層 規模等	山崎断層帯 地震	南海トラフ 巨大地震	六甲・淡路島 断層帯地震 (六甲山地南縁 -淡路島東岸)	中央構造線 断層帯地震 (紀淡海峡～ 鳴門海峡)	上町断層帯 地震	伏在断層 による地震
想定規模	M 8.0	M 9.1※	M 7.9	M 7.7	M 7.5	M 6.9
最大被害地域	播磨地域	淡路地域	神戸・阪神地域	淡路地域	神戸・阪神 地域	震源付 近
姫路市域にお ける最大震度	震度7	震度6強	震度6強	震度5強	震度5強	震度7

(南海トラフ巨大地震については、兵庫県が平成26年2月に公表した「南海トラフ巨大地震津波浸水想定図」による。)

本市に大きな被害をもたらすと予想される以下の2つの地震について

①山崎断層帯地震【内陸活断層地震】

・30年以内の発生確率0.09%～1%

- ・市街地から中山間地にかけて広域に地震被害が及ぶ地震
- ・市内の直下を横断する断層であり、市内の広範囲にわたり大きな被害を発生させる
- ・内陸活断層地震であることから、揺れによる建物被害・人的被害が甚大となる
- ・東西の主要交通網（鉄道（新幹線）、国道・高速道路（中国道・山陽道））に大きな被害を発生させる

②南海トラフ巨大地震【海溝型地震】

- ・30年以内の発生確率70%～80%
- ・津波被害が発生する
- ・長周期地震であり、高層建築物の被害や、広範囲で液状化被害が発生する
- ・全県、全国規模で甚大な被害が発生であり、周辺都市からの応援が困難

（津波：ハザードマップ）

南海トラフを震源とする地震で、特に、大きな地震（南海トラフ巨大地震）が発生した場合、震度6強の揺れに加え、地震発生後120分で最大2.5mの津波が来襲すると予想されている。

また、津波の被害は、沿岸部だけでなく、河川遡上による内陸部での浸水の発生も予想されている。

（その他）

市内では、昭和38年、40年、51年、平成2年、16年、23年等において、これまで何度も大きな洪水が発生してきた。

昭和40年9月の台風24号により、床上浸水1,424戸、床下浸水15,063戸、昭和51年9月の台風17号により、床上浸水6,891戸、床下浸水22,412戸、平成2年9月の台風19号により、床上浸水1,146戸、床下浸水7,667戸、平成23年の台風12号により床上浸水161戸、床下浸水825戸の被害が発生した。

（2）商工業者の状況

「平成28年経済センサス - 活動調査」によると、管内の商工業者数は19,804事業所、小規模事業者は14,855事業所で、事業所数の75.01%を占めている。

小規模事業者の業種別割合は、卸売・小売業が全体の27%、次いで宿泊業・飲食サービス業14%、建設業9%、製造業8%の順となっている。

事業所数では、小学校区別にみると白鷺地区が最も多く、次いで城陽・手柄・飾磨・船場校区の順となっている。

また、当地産業を支える製造業については、大企業から中小規模の事業所にわたって臨海部に集積している、といった特徴がある。

（3）これまでの取組

1）当市の取組

- ・地域防災計画の策定

「姫路市地域防災計画」は、大きく地震災害対策計画編、風水害等対策計画編、資料編の3部で構成されている。

それぞれの計画は、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画に区分され、本市における災害対策についての基本的な対応策及び方針を明記し、総合的な計画として位置付けている。

「姫路市地域防災計画」は、昭和38年に制定されて以来、常に社会情勢や構造の変化に合わせて、その見直しを行うことが義務付けられており、毎年、姫路市防災会議を開催して、地域防災計画を検討審議し、所要の修正を行っている。

- ・防災訓練の実施

行政・自主防災組織・ボランティア・防災関係機関等が連携し相互協働のもと、それぞれの役割に応じた最も効果的で迅速かつ的確な応急態勢の確立と地域住民の防災意識の高揚と自主防災力の向上を図るため、毎年テーマを決め総合的な防災訓練を実施している。

なお、各地区においては、防災週間を中心自主防災会、消防団等により自主的な訓練が実施されている。

- ・災害対策物資の備蓄

備蓄物資の集中管理と災害時の計画的な配給を行うための備蓄拠点として、災害対策用備蓄倉庫及び防災倉庫等を設置している。

備蓄品※は、阪神・淡路大震災の避難者数を参考にアルファ化米など約 18 万食を確保しているほか、毛布、洗面セット、タオル、石鹼、粉ミルク、紙オムツ、生理用品、皿、飲料水袋等の生活必需品を備蓄している。

また、被災 2 日目以降については、行政間の相互応援協定や流通業者との応援協定等で確保予定である。

※詳細は、姫路市地域防災計画 資料編 資料 7 - 1 参照

2) 当所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知

当所会報誌「ひめじ商工会議所報」への記事掲載・チラシ封入をはじめ、ホームページ、ダイアリー、商工会議所活用ガイドブック等において施策やBCP策定支援事業の周知を行っている。

- ・事業者BCP策定セミナーの開催

開催日	タイトル	講師	参加人数
2012/11/27	BCP（事業継続計画） 導入セミナー	経済産業省 近畿経済産業局	41名
2016/12/2	BCP〔事業継続計画〕 ワークショップセミナー	東京海上日動火災保険(株) 姫路支店	11名
2017/11/27	事業継続計画（BCP） ワークショップセミナー	東京海上日動火災保険(株) 姫路支店	5名
2019/11/17	事例から学ぶ！ BCPセミナー	あいおいニッセイ同和損 害保険(株)	25名
2019/12/12	「もしも」に備える BCP策定セミナー	東京海上日動火災保険(株)	32名
2020/2/14	経営に活かす！ BCPセミナー	損害保険ジャパン日本興 亜(株)	未定

- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進

事業経営上のリスク補償保険「ビジネス総合保険制度」を損保会社数社との提携で運用している。これを、地区担当経営指導員を中心とした巡回訪問による普及活動や、広報媒体を活用したPRにより加入促進を図っている。

- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄

当所敷地内に備蓄倉庫を設置し、防災備品を備蓄している。

備蓄品は、防災用具（災害救助工具セット、避難用防煙マスク、ヘルメット、懐中電灯等）、非常食（災害備蓄用パン、非常食安心セット、飲料水等）の他に、救急用具（救急箱、毛布、担架、）も備蓄している。

- ・危機対応に関するアンケート調査の実施

今後の支援の基礎情報とするべく、中小企業の緊急事態の想定や事業継続計画など、危機対応に関する取り組み状況についての実態把握を行った。（調査期間：2019年9月～11月）

II 課題

当所における現状は、事業者BCP対策における取組が、広報媒体による施策周知およびセミナーの開催等といった情報発信・啓発活動にとどまっており、具体的な策定支援に関する実績が十分であるとは言い難い。

さらには、有事の際の防災経験および訓練自体の経験が少ない職員も在籍しており、今後はハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集、防災意識の高揚が急務と考える。

また、姫路市や損保会社との連携についても、締結後期間が経過していないこともあり、今後速やかに情報共有等連携を強化していくことが必要である。

III 目標

- ・経営指導員自身の災害に関する意識高揚および知識の向上を図ることで、地区内小規模事業者への支援力向上を目指す。
- ・地区内小規模事業者に対し、啓発セミナーや情報発信を継続的に実施することにより、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

○実施目標

商工業者数	小規模企業者数	事業年度	策定支援目標（事業者数）	
			BCP	事業継続力強化計画
19,804	14,855	R2	20件	5件
		R3	25件	5件
		R4	30件	5件
		R5	35件	7件
		R6	40件	7件

事業年度	セミナー開催回数	専門家派遣件数（社数）
R2	3回	5件
R3	3回	5件
R4	3回	7件
R5	3回	7件
R6	3回	10件

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・令和2年に締結した「災害時における帰宅困難者支援、受入施設の提供並びに物資等の供給及び運搬に関する協定」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

< 窓口対応 >

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

< 巡回対応 >

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。（初年度は会員事業所を中心に、2年目以降は非会員事業所へも周知していく。）

< 広報発信 >

- ・当所会報誌や市広報誌、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
（当所会報誌およびホームページへは2～3か月ごとに掲載する）

< 事業実施 >

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和2年12月までに事業継続計画を作成予定。

3) 関係団体等との連携

- ・連携先の損保会社数社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
（ポスター掲示は当所だけでなく、姫路市および各支所や協力企業等幅広く設置する。）

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・当所および当市の担当部署間で、状況確認や改善点等について定期的な協議を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（※1）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

※1… I 現状（1）地域の災害リスクに記載の各災害

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- 発災後、速やかに職員の安否報告を行う。

(緊急通報サービスを利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と当市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合や、夜間休日中の発災のような初動段階の前提条件が相当異なる場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	当市だけでは災害対応が困難であり、他自治体・他機関へ応援要請が必要な場合。
被害がある	市内にて被害が発生した場合。
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない場合。

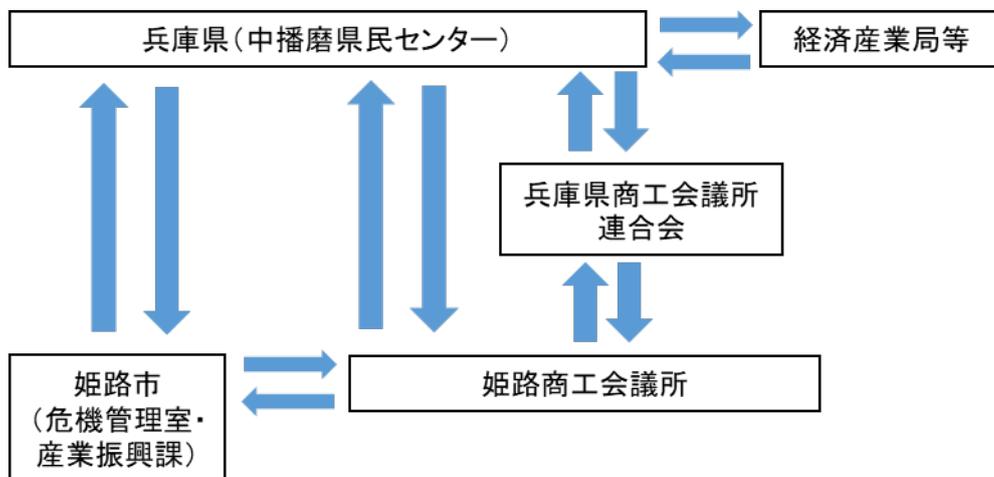
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～3日後	1日に2回共有する
4日後～1週間後	1日に1回共有する。
1週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	3日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
具体的には、災害発生に伴う被害情報等を姫路市より入手し、それを基にアンケート調査や、地区担当経営指導員を中心とするヒアリング調査を実施する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当所と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当所と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当所又は当市より県(窓口は県民センター)へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。(国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・国・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制						
			(2020年 2月現在)			
(1) 実施体制						
		組織全体	うち事業継続 力強化支援 事業	うち法定経 営指導員		
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">専務理事 1名</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">理事・ 事務局長 1名</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">事務局次長 1名 (兼務)</div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 姫路市 市長公室危機管理室 産業局商工労働部 産業振興課 </div>	中小企業相談所	地区担当(個別支援、情報収集・提供)	7名	7名	1名	
			会員サービス担当 (福利厚生等各種支援、事業所管理)	7名	7名	1名
			企業支援担当 (人材育成等支援、情報収集・提供)	9名	9名	2名
			産業政策担当(ものづくり振興)	7名	7名	1名
			産業政策担当(まちづくり・観光振興)	9名	9名	1名
			姫路経済研究所	6名	6名	1名
		総務部	広報 (情報発信・支援、調査・情報集約)	1名	1名	1名
			組織運営 (計画・検証・評価・資質向上)	5名	5名	1名
			総務 (総務・庶務)	6名	6名	1名
			会館 (会館運営)	3名	1名	1名
計			60名	57名	2名	
		理事	2名	1名	1名	
		経営指導員・伴走型指導員 (うち法定経営指導員)	17名 (2名)	17名 (2名)	2名 (2名)	
		経営支援員	4名	4名	1名	
		一般職員	39名	36名	1名	
		計	62名	57名	2名	

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

■氏名：名倉隆行・橋本香里

■連絡先：姫路商工会議所 TEL：079-223-6557

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

事業継続力強化支援計画の実施・実施に係る指導及び助言、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しをする際の必要な情報提供を行う。

(3) 姫路商工会議所、姫路市連絡先

①姫路商工会議所

〒670-8505 兵庫県姫路市下寺町43番地

姫路商工会議所 中小企業相談所

TEL:079-223-6557 / FAX:079-222-6005

E-mail:soudan@himeji-cci.or.jp

②姫路市

〒670-8501 兵庫県姫路市三左衛門堀西の町3番地

姫路市 市長公室危機管理室

TEL：079-223-9594 / FAX：079-223-9541

E-mail：kikikanri@city.himeji.lg.jp

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地

姫路市 産業局 商工労働部 産業振興課

TEL：079-221-2506 / FAX：079-221-2508

E-mail：sankou@city.himeji.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	1,650	1,650	1,850	1,850	2,350
① セミナー開催費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
② 専門家派遣	300	300	500	500	1,000
③ 広報費(周知)	300	300	300	300	300
④ 協議会開催費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
兵庫県補助金、会費収入、各種事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名		
神戸商工会議所	兵庫県神戸市中央区港島中町6-1	会頭 家次 恒
尼崎商工会議所	兵庫県尼崎市昭和通3-96	会頭 吉田 修
明石商工会議所	兵庫県明石市大明石町1-2-1	会頭 平岡 勝功
西宮商工会議所	兵庫県西宮市櫛塚町2-20	会頭 辰馬 章夫
伊丹商工会議所	兵庫県伊丹市宮ノ前2-2-2	会頭 小西 新太郎
西脇商工会議所	兵庫県西脇市西脇990	会頭 齋藤 太紀雄
相生商工会議所	兵庫県相生市旭3-1-23	会頭 田口 晴喜
赤穂商工会議所	兵庫県赤穂市加里屋68-9	会頭 大木 善夫
三木商工会議所	兵庫県三木市本町2-1-18	会頭 稲田 三郎
洲本商工会議所	兵庫県洲本市本町4-5-3	会頭 木下 紘一
豊岡商工会議所	兵庫県豊岡市大磯町1-79 じばさん TAJIMA 6階	会頭 岡本 慎二
高砂商工会議所	兵庫県高砂市高砂町北本町1104	会頭 森本 幸吉
龍野商工会議所	兵庫県たつの市龍野町富永702-1 龍野経済交流センター	会頭 井上 猛
加古川商工会議所	兵庫県加古川市加古川町溝之口800	会頭 釜谷 和明
小野商工会議所	兵庫県小野市王子町800-1	会頭 柳田 吉亮
加西商工会議所	兵庫県加西市北条町北条28-1 アスティアかさい1階	会頭 濱本 泰秀
宝塚商工会議所	兵庫県宝塚市栄町2-1-2ソリオ26階	会頭 今里 有宏

連携して実施する事業の内容

兵庫県商工会議所連合会中小企業相談所長会議
事業継続力強化支援計画における各種事業を効果的に行うことを目的とした会議（年1回開催）
対象者は県下18商工会議所の中小企業相談所長

連携して事業を実施する者の役割

会議に出席し、各商工会議所の支援事例を把握するとともに、参加者相互の支援ノウハウの交換を行うことで、支援ノウハウの一層の向上に努める。

連携体制図等

